

平成26年東北管内高圧ガス事故概況(喪失・盗難を除く)

関東東北産業保安監督部東北支部
平成27年2月末現在

(災害)

番号	発生日	事故呼称	事故区分	人的被害		事故の概要	発生原因	発生県	規制対象別
				死者	負傷者				
1	H26.2.9	液化石油ガス使用中の火災	火災	0	1	たんすの金具に焼き入れをするためLPガス(5kg)をバーナーに接続し開栓。ライターによりバーナーに着火した後、バーナーの火力調整のため、容器に付属している調整器に触れたところ、ポンペを中心に周囲の床へ燃え広がった。作業小屋兼倉庫(約28.8㎡)を部分焼、当該作業を行っていた1名が軽傷(顔面I度熱傷ほか)を負った。 焼損等により事故原因の特定は困難。調整器の操作をした瞬間に着火したが調整器自体の不具合は確認できておらず、火災の直接的な原因となった設備の不具合は不明。	その他(不明)	山形県	消費先(家具金具の焼入れ作業)
2	H26.2.18	養鶏場LPG配管からの微量漏えい	噴出・漏えい(微量漏えい)	0	0	2月18日(火)9時頃、屋根からの落雪により、消費設備ガス配管が変形し、チーズ継手ネジ部からLPガスの微量漏えいが発生した。当該消費者は、980kgバルク貯槽により、養鶏のための鶏舎への暖房用の供給が主であり、一部は配管を分岐して、事務所内の休憩室に給湯用などのためにガスを供給しており、今回の漏えいは、休憩室側への消費配管からのものであった。 消費者からの通報を受けて、販売店の担当者が現場へ急行し、中間コックを閉め漏えいを止め、後日、配管の修理を行い、漏えい検査後に現状復旧した。	自然災害(雪害)	青森県	消費先(畜産)
3	H26.2.19	液化石油ガス充填所貯槽フレキシブルチューブからの微量漏えい	噴出・漏えい(微量漏えい)	0	0	2月19日(水)11時50分頃、タンクローリーから貯槽への受入終了後、ベーパーライン元弁の閉止作業中に作業を行っていた従事者がガス漏れ音に気づき、漏えい検知液で確認したところ、貯槽下のフレキシブルチューブから微量漏えいを発見した。 元弁を閉止し操作できないように針金で固定し、当該フレキシブルチューブを交換するまで貯槽への受入を行わないこととした。 フレキシブルチューブの錆があるところから漏えいした。	その他	秋田県	液化石油ガス充填所(第1種製造所)
4	H26.4.9	液化酸素ローリーからの酸素漏えい	噴出・漏えい	0	0	4月9日(水)8時30分頃、始業点検前に液化酸素ローリーの加圧蒸発器付近から漏洩音あり。点検の結果、加圧蒸発器フィン管から漏洩が見られた。漏洩音(異常音)確認後、即座に加圧蒸発器出口弁を閉め、ガスの漏洩を防止。 事業所の話では、前日までは漏洩音(異常音)は確認されなかった。	その他(フィン部と管部との接触による摩耗)	岩手県	液化酸素ローリー(酸素)
5	H26.4.21	原子力発電所構内からのフロン(R-22)漏えい	噴出・漏えい	0	0	4月21日(月)10時頃、6号機スイッチギア室において、各圧力計の指示値が「0」かつ停止状態であったことから、冷媒であるフロン(R-22)の漏えいが疑われ、その後漏えいが確認された。	その他(不明)	福島県	冷凍事業所
6	H26.4.25	原子力発電所構内からのフロン(R-22)漏えい	噴出・漏えい	0	0	4月25日(金)10時10分頃、6号機スイッチギア室①(CH6-1A)において、運転確認時に冷媒(R-22)の定格量約170kgに対し、約90kgまで減少していることを確認したため、冷媒の漏えいが疑われ、調査の結果、ドレンプラグのゆるみによる漏えいが確認された。	点検不良、締結管理不良(冷媒ラインのドレンプラグのゆるみ)	福島県	冷凍事業所

平成26年東北管内高圧ガス事故概況(喪失・盗難を除く)

関東東北産業保安監督部東北支部
平成27年2月末現在

(災害)

番号	発生日	事故呼称	事故区分	人的被害		事故の概要	発生原因	発生県	規制対象別
				死者	負傷者				
7	H26.5.12	高圧ガス設備等火災事故	火災	0	0	LPGバルクローリー〔移動式製造設備:最大積載重量2,500kg(5,845ℓ)〕が、事業所敷地内のバルク貯槽〔980kg貯槽3基〕に充填作業中、車両キャビンから出火。 運転者(作業従事者)が車両積載消火器2本及び事業所バルク貯槽設置の消火器3本を用いて消火。 車両(エンジン部)から異常音の発生を認めた時点で充填作業を中止し、機材を収納。焼損は車両キャビン内に限られ、高圧ガス設備には損傷・異常を認めず。 なお、バルクローリー貯槽内残存LPG約2,200kgも漏えいなし。 LPGバルクローリーは、火災現場における調査終了後、一旦、車両保全(火災原因調査のため)。残留LPG抜き取りのため関連会社の充填所に保管。LPGバルクローリーは5月13日(火)8:30、貯槽内の残存LPG約2,200kg抜き取り、窒素ガス置換(封入)処理を実施し、安全確保を図った後、14日(水)9時30分、保管場所へ移送。	その他(車両火災、車両キャビン内の電装関係からの出火が推定される)	岩手県	その他(バルク車)
8	H26.5.23	蒸発器入口配管からの窒素微少漏えい	噴出・漏えい(微少漏えい)	0	0	5月23日(金)11時頃、炉設備の故障修理により一時的に窒素の使用量が増加する為、CEタンク残量を確認に行ったところ、蒸発器入口側配管に付着している氷の形がいつもと違うように感じた(氷の下部分が少し盛り上がっている様に感じた)。 その部分の氷を銅片手ハンマーで除去すると、配管からガス状の漏えいを発見した。漏えい箇所の確認をしたところ、蒸発器入口側の配管溶接部分に亀裂が確認でき、その亀裂部分から微量のガス状で漏えいしていた。 窒素ガス納入先の担当者、メーカーの担当者に連絡し、来社して状況確認したところ、漏えいの状況から微量であり現状ではガス圧力低下や漏えいの拡大の心配は無いと判断し、消費側の使用量を極力減少させて使用した。 5月29日(木)蒸発器2基のうち漏えいした1基について、漏えい部分手前の入口フランジと出口フランジに閉止フランジを入れて閉止措置を実施した。 溶接部の経年劣化と考えられる。	その他(劣化)	秋田県	製造事業所貯蔵所
9	H26.5.26	酸化エチレンガスの漏えい	噴出・漏えい	0	4	5月26日(月)10時00分頃、薬品を入れるシリンジ(注射器状の物)を滅菌するための滅菌器(酸化エチレン混合ガスを使用)の作動異常を知らせるブザーが鳴ったため、作業員が計器を確認したが、温度に特に異常が無かったため、ブザーを止めて運転を続けた。 13時00分までに、充填室で作業していた男女各1名と、充填室の隣室の容器室で作業をしていた女性2名が体調不良を訴え、医療機関を受診し、入院した。(4名とも軽傷) 12時45分、社員が事故現場のガス警報器のランプが点灯していることを確認し、13時40分、検査会社がサンプリング調査を行った結果、室内で4.2ppm、部屋の外の廊下で14ppmのガスの漏えいを確認した。 ガスは酸化エチレン20%、炭酸ガス80%の混合ガス(製品名「カボックス20」充填圧力4.1Mpa(20℃))で、屋外の容器置場に設置された30kg容器から、配管により滅菌器へガスを送り、消費している。	誤操作、誤判断	福島県	消費先(一般化学)

平成26年東北管内高圧ガス事故概況(喪失・盗難を除く)

関東東北産業保安監督部東北支部
平成27年2月末現在

(災害)

番号	発生日	事故呼称	事故区分	人的被害		事故の概要	発生原因	発生県	規制対象別
				死者	負傷者				
10	H26.5.29	アセチレンガスの微少漏えい	噴出・漏えい(微少漏えい)	0	0	事業主が、昨年末に廃業した旧打刃物工場の整理のため、工場1階天井の滑車をガスバーナーで切断している際、滑車部品が落下して調整器を破損しアセチレンガスが漏えい、引火した。容器周辺は本人が毛布をかぶせ消火したが、屋根に燃え移った炎までは消火できず、消防に通報した。ガスバーナーで切断され落下した滑車部品が高温であったために、漏えいしたアセチレンガスに引火したと推定される。	その他(消費者の不注意)	山形県	消費先
11	H26.6.2	液化石油ガスの噴出・漏えいによる火災	1次事象(噴出・漏えい)→2次事象(火災)	0	1	さくらんぼ園の共同経営者が鳥除けの爆音機とLPガス容器(5kg)を車に積んで園内を移動中、容器が転倒しガスが漏れる音がしたため、エンジンを停止しバルブを閉めようと後部ドアを開けたところ発火し、顔や腕等に火傷(重傷)を負った。火源は不明。なお爆音機とLPガス容器以外に危険物等の積載は認められなかった。容器が転倒した際に爆音機の突出部と接触しバルブが緩んだと推測される。火源が不明だが、エンジンは停止した状態であったため、ルームライト等が推測される。	その他(ルームライト等が火源と推測される)	山形県	消費先
12	H26.6.11	移動式製造設備の加圧蒸発器からの酸素微少漏えい	噴出・漏えい(微少漏えい)	0	0	6月11日(水)12時半頃、充てん作業を終え、ローリーを一巡して出発前の点検をしていたところ、加圧蒸発器付近から漏えい音が聞こえた。確認したところ加圧蒸発器出口付近からガスが漏えいしていたので、加圧出口弁を閉じて漏えいを止めた。事業所へ戻り、ローリーを使用停止とした。6月13日(金)午後、ローリーを本社へ回送し発泡水による漏えい箇所特定を行い、加圧蒸発器出口マニホールドと出口管の溶接部からの気泡発生を確認した。当該設備は製造後25年以上経過しており、溶接部の熱収縮による疲労及び経年劣化と思われる。	その他(熱収縮疲労、経年劣化)	秋田県	移動(タンクローリー)
13	H26.6.16	フランジ継手からのアンモニア微少漏えい	噴出・漏えい(微少漏えい)	0	0	6月16日(月)9時頃の定時巡回点検中に屋上の油分離器とコンデンサーを接続するフランジ部より、臭気を感じたことにより、微少のガス漏えいを発見。フランジ式継手に使用しているガスケットの経年劣化と思われる。	その他(経年管理不良)	青森県	冷凍事業所
14	H26.8.4	フルオロカーボン22[不活性]配管からの微少漏えい	噴出・漏えい(微少漏えい)	0	0	8月4日(月)9時30分頃、定期自主検査の最中に均圧管(配管)からのガス漏れを発見。発見後、早急に業者へ連絡し、業者到着後、現場確認。チューブ巻作業を実施し、1F機械室及び屋上機器バルブを閉鎖し、ガス漏洩を防止。	検査管理不良、配管の貫通部老朽化	岩手県	冷凍事業所
15	H26.8.6	液化石油ガスの漏えい	噴出・漏えい	0	0	LPG20トン貯槽への荷卸し作業終了時に、立会者の同社社員がガス臭に気付き直ちに石鹼水等を用いて調査したところ、液面計の接合部分からの漏洩を確認した。漏洩確認後、直ちに液面計前後のバルブを閉止して点検業者に修理依頼した。点検業者はボルトの増し締めを行った。液面計の締結部のガスケットの老朽化に伴い、締結部の密着性が弱まりガスが漏えいしたものと推定される(日中の高温対策としてタンクへの散水は実施していた)。	シール管理不良、締結管理不良	岩手県	充填所(LPガス販売事業所)

平成26年東北管内高圧ガス事故概況(喪失・盗難を除く)

関東東北産業保安監督部東北支部
平成27年2月末現在

(災害)

番号	発生日	事故呼称	事故区分	人的被害		事故の概要	発生原因	発生県	規制対象別
				死者	負傷者				
16	H26.8.8	フルオロカーボン〔不活性〕配管からの漏えい	噴出・漏えい	0	0	8月7日(木)午前中、冷凍庫の冷却状態が悪くなったため冷凍機器のメンテナンス業者に修理を依頼した。同日の調査では原因を特定できず、翌8月8日(金)も継続して調査したところ、石けん液の塗布による気泡の発生から液配管溶接部分で冷媒(R404A)の漏えいが確認されたため、直ちにガス溶接にて修理した。気泡の発生状況から徐々に漏えいしていたものと考えられ、漏えい量は約60kgと推定される。	腐食管理不良	宮城県	冷凍事業所(食品)
17	H26.8.13	液化石油ガスの漏えい	噴出・漏えい	0	0	8月13日(水)16時頃、従業員がLPガス50kg容器内の残ガスを回収する作業中に、残ガス回収用2.9t貯槽の逆止弁の調子が悪くなったため、元弁を閉めて逆止弁を清掃しようとしたところ、元弁が完全に閉止されておらず、逆止弁の開放部からガスが漏洩した。その後元弁を閉めようとしたものの、気化熱による凍結のため人力では閉止できず、16時10分に消防署(119番通報)及び指定保安検査機関に連絡した。17時13分頃、指定保安検査機関が現場に到着し、直ちに元弁をレンチで閉止し、漏洩は停止した。消防では警戒区域を設定し、区域内を通る鉄道で約20分間運転を見合わせた。漏洩量は約100kgと推定される。なお、2.9t貯槽に残ったLPガスは、同日中に移動式製造設備により500kg容器に回収した。	操作基準等の不備、誤操作・誤判断	宮城県	特定高圧ガス消費者(LPガス容器検査所)
18	H26.8.30	フルオロカーボン(R407C)の漏えい	噴出・漏えい	0	0	工場生産施設用冷却水の製造用に使用している空冷式チラーユニット(通常使用している井戸水のバックアップ設備)の定期点検時に、ガス圧が低下していることを確認したことから、専門業者が調査した結果、フルオロカーボン(R407C)60kg程度の漏えいが判明した。	その他	福島県	製造事業所(電気)
19	H26.9.1	液化石油ガスの漏えい	噴出・漏えい	0	0	13時53分にビルの外壁が崩れ落ち、隣接する菓子店が消防へ通報した。13時59分に消防署員が現場到着し消防署員がLPガス容器のバルブを閉止。消防署員と近接のLPガス販売店がLPガス容器を取り外して安全な場所へ移動した。14時15分頃、液化石油ガス販売業者にビルの壁倒壊に伴い、メーター、調整器、配管が損傷しガス漏えいと連絡が入り、現場へ出動し事後処理を行った。ビルのモルタル外壁が老朽化により倒壊した際に、供給設備を損傷させた。高圧ホースに張力式漏えい防止高圧ホースを使用しており、外壁倒壊時にガス放出防止装置が作動したため、容器からの漏えいは無かった。LPガス残量とメーター検針から試算したところ、漏えいは破損した集合装置・調整器・供給配管・メーター及び配管から残留分ガスが抜けたのみである。	その他(外壁崩壊)	秋田県	消費先

平成26年東北管内高圧ガス事故概況(喪失・盗難を除く)

関東東北産業保安監督部東北支部
平成27年2月末現在

(災害)

番号	発生日	事故呼称	事故区分	人的被害		事故の概要	発生原因	発生県	規制対象別
				死者	負傷者				
20	H26.9.23	酸素ボンベからの漏えい	噴出・漏えい	0	0	獣医学課程の学生ら5名が動物を使った実習準備のため、酸素ボンベにレギュレーターを装着させる際に、操作を誤り酸素ボンベから酸素ガスが噴出。酸素ボンベが飛び上がり天井と壁に衝突し、天井には穴、壁には傷を生じさせた。酸素ボンベは、酸素ガスがなくなり同室内の床に転がった(酸素ボンベ(日本薬局方)300L、高さ約50cm程度)。事故の発生を受けて指導教員は、現場へ駆けつけ学生のケガの有無と現場の状況を確認し、空になった酸素ボンベの確認と回収を行った。大学(安全衛生管理室)は、翌日の24日に動物病院担当者から事故の報告を受けた。なお、負傷者、火災の発生もなかったため、消防及び警察への通報は行っていない。	誤操作、誤判断	岩手県	消費先
21	H26.10.21	窒素ガスの漏えい	噴出・漏えい	0	0	10月21日(火)12時頃、液体水素ロケットエンジン要素試験設備において、試験準備のため高速スタックパージの作動確認を実施した際にガスの漏えい音が発生したため、作業を中断し、窒素ガスの元弁を閉止し、高速スタックパージライン1次側の残ガスを放出した。その後、漏えい検査を実施したところ、配管溶接部(常用圧力24.5MPa)にクラックが発生し、窒素ガスが漏えいしたことが確認されたもの。	腐食管理不良	宮城県	製造事業所(液体水素ロケットエンジン試験設備)
22	H26.10.28	液化石油ガスの微量漏えい	噴出・漏えい(微量漏えい)	0	0	事故発生前の26日から配管の定期検査工事中で、ポンプ及び配管を開放した。28日の朝にガス臭があり、調査の結果、常圧側と開放側を閉止していたボールバルブからガスが開放側に漏えいしていた。開放側のストレーナに仕切りフランジを設置していなかったため、大気へ流れ出た。	施工管理不良、検査管理不良	秋田県	製造事業所(第一種製造者)
23	H26.11.4	モノシランの漏えい火災	火災	0	0	事故発生場所は特定高圧ガス消費事業所であり、半導体製造に用いるモノシラン、ホスフィン、ジボラン等を使用している。ボンベ残圧低下のため、担当者がキャビネット内のボンベ4本のうち1本を交換し、スヌープ検査(漏えい検査)を行い異常がないため作業を続けた。その約1時間後に警報器が作動したため確認したところ、11月4日15時10分頃、交換したボンベから出火し、隣接するボンベにも引火した。引火していない2本のボンベを取り外して緊急遮断装置を作動させたが、十分な効果が得られず消防に通報。ボンベを冷却しながらボンベ内のガスがすべて燃焼するのを待って、16時41分に鎮火した。事故後、製造元がキャビネットを調査したが、異常は確認されなかった。また、ガスの販売元が燃えた2本のボンベを調査したが、いずれも異常は確認されなかった。設備の側からは事故原因が特定されなかったことから、漏えい検査では確認しきれなかったが人的ミスの可能性が考えられるとし、危害予防規程や作業手順の見直しを実施した。	その他(不明)	山形県	特定高圧ガス消費者(半導体製造)

平成26年東北管内高圧ガス事故概況(喪失・盗難を除く)

関東東北産業保安監督部東北支部
平成27年2月末現在

(災害)

番号	発生日	事故呼称	事故区分	人的被害		事故の概要	発生原因	発生県	規制対象別
				死者	負傷者				
24	H26.11.11	液化石油ガス消費施設の火災	火災	0	0	液化石油ガスの消費施設である一般廃棄物(可燃ごみ)焼却施設の1号炉において、28基設置されているバーナーのうち1基からの火災発生を外注作業の作業員が発見し、付近にいた社員に通知した。知らせを受けた社員が現場へ急行し、制御室へ無線連絡後に消火器で初期消火を行い、16時13分頃消火に成功した。制御室では、直ちに消防署に通報した。 火災発生したバーナーのLPG燃焼用酸素供給配管内に工事の際に混入したと思われる異物が発見された。この異物により当該バーナーへのLPG燃焼用酸素供給量が低下し当該バーナーのみ火災が弱くなっていた。このため、ランス酸素がゼロとなった際にLPG及び炉内ガスがバーナーのランス酸素管へ流入、ランス酸素管内の残留酸素と混合して急激な燃焼が発生しバーナーボディ部を焼損したと推定される。	施工管理不良	青森県	特定高圧ガス消費者(一般廃棄物処理)
25	H26.11.21	アンモニアガスの漏えい	噴出・漏えい	0	0	3号アンモニア設備が点検中のため、4号アンモニア溶解槽より、運転中である3号発電設備へアンモニア水を送水していたところ、3・4号中央操作室にて、「アンモニアガス漏えい」警報が発生したことから、操作員が現場確認を実施した。その際に、4号アンモニア溶解槽圧力調整弁前ストレーナバイパス弁のグランド部よりアンモニアガスが漏えいしていることを確認した。 大気温度低下によりアンモニア溶解槽圧力調整弁前ストレーナバイパス弁のグランド部に緩みが生じ、アンモニアガスの漏えいに至ったと推定される。	その他(大気温度低下による弁グランド部緩み)	福島県	貯蔵所
26	H26.12.9	フルオロカーボンの漏えい	噴出・漏えい	0	0	5、6号機タービンビル冷房A(空冷チリングユニットCH-10A)において、冷媒抜けが無い各ボルト部・ねじ込み部等の点検を予定していた。点検前に圧縮機の吐出圧力計の指示値を確認したところ、指示値が「OMPa」であったため、漏えいを確認した。 経年劣化による各ボルト部・ねじ込み部等の緩みによるものと推定。	点検不良	福島県	冷凍事業所
27	H26.12.9	フルオロカーボンの漏えい	噴出・漏えい	0	0	5、6号機タービンビル冷房B(空冷チリングユニットCH-10B)において、冷媒抜けが無い各ボルト部・ねじ込み部等の点検を予定していた。点検前に圧縮機の吐出圧力計の指示値を確認したところ、指示値が「OMPa」であったため、漏えいを確認した。 経年劣化による各ボルト部・ねじ込み部等の緩みによるものと推定。	点検不良	福島県	冷凍事業所
28	H26.12.9	フルオロカーボンの漏えい	噴出・漏えい	0	0	5、6号機タービンビル冷房C(空冷チリングユニットCH-10C)において、冷媒抜けが無い各ボルト部・ねじ込み部等の点検を予定していたところ、点検前に圧縮機本体フレア部から冷媒が漏えいしていることを確認した。 経年劣化により腐食し、隙間ができ漏えいしたものと推定。	点検不良	福島県	冷凍事業所

平成26年東北管内高圧ガス事故概況(喪失・盗難を除く)

関東東北産業保安監督部東北支部
平成27年2月末現在

(災害)

番号	発生日	事故呼称	事故区分	人的被害		事故の概要	発生原因	発生県	規制対象別
				死者	負傷者				
29	H26.12.15	医療用酸素LGC(可搬式超低温容器)転倒損傷・漏えい	噴出・漏えい 破裂・破損等	0	0	12月15日15時頃、医療用酸素LGC(可搬式超低温容器)を車両にて運搬中、交差点右折時に急停車した際、積載していた容器が転倒し、容器上部の樹脂液面フロートが破損して酸素が漏えいした。車両担当者が容器転倒と酸素漏えいに気づき、二次災害を避けるため人気の無い所に移動して漏えい停止の応急処置をした。漏えい停止後、容器を事業所へ移動した。容器を車両の荷台にラッシングベルトで固定していたが容器上部のみを固定した。また、ベルト長が長かったため緩みが生じやすくなった。当日は降雪があり車両荷台の床面が凍結して容器が滑りやすかった。車両の動きによって容器が揺すられて滑ったことによりベルトに張力が掛かった後に若干緩み、その時にベルトのフックが車両荷台の固定環から外れたと考えられる。その後、車両の急停止により容器が転倒した。	その他(容器固定不良、車両急停止)	秋田県	移動(自動車 (バラ積み))
30	H26.12.18	液化石油ガスの漏えい	噴出・漏えい	0	0	オートガス通常運転中(気温-4℃、圧力0.4MPa、運転圧力0.8MPa、通湯量不明)6時35分頃安全弁の立上りパイプよりLPガス(液)が噴出。作業員が貯槽遮断停止、火気消火、タクシー運転手を避難させ6時40分に119番通報、安全弁元栓を圧力確認後閉止したところ漏えいが止まったが、当時外気温が-4℃のため10分程度スタンド内に気体があった。事故調査の結果、安全弁の作動検査では吹始、吹止共に異常はなく設定圧力以内であり問題なかったが、強い風雪が直接安全弁に当たった事により、内部凍結しバネを押し上げ噴出したものと推定される。	自然災害(凍結)	青森県	スタンド

平成26年東北管内高圧ガス事故概況(喪失・盗難)

関東東北産業保安監督部東北支部
平成27年2月末現在

番号	発生日	事故発生 区分現象	事故区分	人的被害		事故の概要	発生原因	発生県	規制対象別
				死者	負傷者				
1	H26.1.28 ～ H26.1.29	液化石油ガス容器 の盗難	盗難	0	0	1月29日(水)朝、消費者から販売事業者にガスが使用できない旨の連絡があり、確認したところ、容器(20kg容器)1本がなくなっていた。販売事業者は、同日中に警察に通報した。	盗難	福島県	消費先(市役 所出張所)
2	H26.1.21 ～ H26.1.26	液化石油ガス容器 の盗難	盗難	0	0	1月21日(火)～26日(水)の間にLPガス容器(50kg)2本が盗難にあったもの。29日(水)11時40分頃、配送会社から連絡を受け現場で50kg容器2本がなくなっていることを確認。住人は1月初旬から不在で、夜間用街灯もなく人通りもない所。同日14時40分頃、警察署へ盗難届を提出。	盗難	宮城県	消費先(民家・ 居住中)
3	H24.7.13 ～ H26.1.31	アセチレンガス容器 及び酸素ガス容器 の紛失	喪失	0	0	事実上倒産した建設会社から出荷容器を全て回収した際に、酸素ガス容器(7m ³)1本、アセチレンガス容器(7kg)1本が所在不明であった。遺失物届は、当該建設会社から所轄警察署へ提出済み。	その他(紛失)	青森県	消費先(建設 会社)
4	H26.1.30 ～ H26.2.4	液化石油ガス容器 の盗難	盗難	0	0	2月4日(火)朝、消費者が給湯器を使用しようとしたところ立ち消えするため、店舗の周りを確認したところLPガス容器(20kg)2本がなくなっていることに気付き販売店に連絡した。販売店から警察へ連絡し警察官立会のもと現場状況確認した結果、鋭利な刃物で高圧ホースを切断し容器を持ち去ったとみられ、検分後販売店から警察へ盗難届を提出した。	盗難	山形県	消費先(店舗)
5	H26.2.14	液化石油ガス容器 の盗難	盗難	0	0	2月14日(金)22時頃、消防団屯所において湯沸かし等に使用していたLPG容器(20kg)1本がなくなっていることに消防団員が気づき、15日(土)販売事業者へ電話連絡した。同日、連絡を受けた販売事業者が容器の盗難を現地で確認した。	盗難	福島県	消費先(消防 団屯所)
6	H26.4.4 ～ H26.4.22	液化石油ガス容器 の盗難	盗難	0	0	4月4日(金)の検針時に、検針員が容器の所在を確認している。4月22日(火)店舗営業のため訪問しガス設備を確認したところ、自動切替調整器片側の高圧ホース1本と20kg容器1本が無いことに気付き警察に通報したものの。	盗難	青森県	消費先(店舗)
7	H26.4.22 ～ H26.4.24	液化石油ガス容器 の盗難	盗難	0	0	18時00分、飲食店開店のため準備をしていたところ、コンロに着火しない為容器を調べたところ、20kg容器1本と調整器1個、高圧ホース1本が盗難にあっていた。警察署に被害届を提出済(20kg容器×1本、調整器×1個、高圧ホース×1本盗難)。	盗難	宮城県	消費先(飲食 店)
8	H26.4.28 ～ H26.4.30	液化石油ガス容器 の盗難	盗難	0	0	4月28日(月)17時頃まで湯沸かし器を問題なく使用できていたが、4月30日(水)8時50分頃に従業員が出社し湯沸かし器を使用したが発火せず、外の容器を確認したところ、容器(20kg×2本)が無いことが判明したため、盗難の疑いがあることから警察へ被害届を提出した。	盗難	青森県	消費先(事務 所)

平成26年東北管内高圧ガス事故概況(喪失・盗難)

関東東北産業保安監督部東北支部
平成27年2月末現在

番号	発生日	事故発生 区分現象	事故区分	人的被害		事故の概要	発生原因	発生県	規制対象別
				死者	負傷者				
9	H26.4.20 ～ H26.5.1	液化石油ガス容器 の盗難	盗難	0	0	平成26年2月に液化石油ガス販売事業者から現場での融雪用として質量販売で購入しているLPGボンベ(10kg)1本が空になったので、新たに10kgボンベを購入した。(販売の際のチラシ配布説明等周知業務は行っていた。)その後、機器取付けせず使用しないまま屋外資材置場のL型コンクリート壁の上に置いていたところ、5月1日(木)に当該ボンベが無くなっていることに気付いた(ボンベ在置を最終確認したのは4月20日頃)。ボンベの行方不明について、作業員等により現場間で移動したことも考えられることから、作業員が他の現場の確認を行っていたが、該当するボンベが無いことが5月7日(水)に最終的に判明したもので、警察に届け出たもの。なお、現時点で当該ボンベは発見されていない。(当該ボンベに起因した事故・被害報告もなし。)	盗難	岩手県	消費先(新築工事現場)
10	H26.5.8	液化石油ガス容器 の盗難	盗難	0	0	5月8日(木)午前9時、周辺の住民より販売店に通報があったので訪問したところ、設置していた液化石油ガス容器(10kg)2本のうち1本が無くなっているのを確認した。通報者から5月7日(水)は現存していたこと、配達員から同日午後1時に容器が現存していたことを確認している。警察署に被害届を提出。	盗難	宮城県	消費先(公民館等)
11	H26.4.21 ～ H26.5.19	液化石油ガス容器 の盗難	盗難	0	0	営業中に顧客の住宅に不動産屋の売り出し中の看板が出ていることを発見し、液化石油ガス販売事業者が設置中のLPガス容器(20kg)1本等を回収すべく、5月19日(月)に訪問したところ、空き家になっており、容器等が盗難されていることを確認した。その後、警察署に相談し、同署に盗難事件として届け出たもの。	盗難	宮城県	民家(空屋)
12	H26.5.23	酸素ガス容器の紛失	喪失	0	0	酸素の出荷容器を全量回収の際、容器(7m ³ ×1本)が無いことが判明し、警察へ紛失届提出。	その他(紛失)	青森県	消費先(事務所)
13	H26.5.30 ～ H26.6.2	液化石油ガス容器 の盗難	盗難	0	0	6月2日(月)11時30分頃、消費先(自動車修理工場)の従業員からガステーブルが点火しないため設置場所を確認したところLPガス容器2本のうち1本が無くなっていると販売店に連絡があり、現場を確認したところ、自動切替調整器に接続されている高圧ホースが切断されてLPガス容器(20kg)1本が無くなっていた。消費先では5月30日(金)の昼には使用できたとのことであり、土日・夜間等は無人となるので、その間に盗難にあったものと考えられる。同日11時40分頃警察署に通報し、現場検証の後、17時30分頃盗難届を提出した。	盗難	宮城県	消費先(自動車修理工場)
14	H26.5.9 ～ H26.6.10	液化石油ガス容器 の盗難	盗難	0	0	6月10日(火)15時頃検針に訪問するとLPガス容器20kg1本が無いことが判明。前回5月9日(金)に検針した際には存在している。当該消費者はこの間ガスを使用していないため、盗難に遭った日ははっきりせず、5月9日から6月10日の間に無くなったものである。	盗難	青森県	消費先(事務所)
15	H26.6.16 ～ H26.6.17	液化石油ガス容器 の盗難	盗難	0	0	6月17日(火)の朝、事業所において、湯沸かし器を使用した。点火しなかった。そこで、ボンベを確認したところ、20kgガス容器2本が無くなっていることが判明した。連絡を受けた販売業者が、現場を確認したうえで警察署に通報した。	盗難	山形県	消費先(食品関連事業者)
16	H26.5.14 ～ H26.6.23	液化石油ガス容器 の盗難	盗難	0	0	6月23日(月)9時20分頃、検針した際に8kg2本立てのうち、1本が無くなっていた。すぐ警察に通報した。無くなった容器のガス量は満タンである。直近の容器交換は4月16日(水)だった。前回検針日は5月14日(水)だった。	盗難	秋田県	消費先(民家・居住中)

平成26年東北管内高圧ガス事故概況(喪失・盗難)

関東東北産業保安監督部東北支部
平成27年2月末現在

番号	発生日	事故発生 区分現象	事故区分	人的被害		事故の概要	発生原因	発生県	規制対象別
				死者	負傷者				
17	H26.6.24 ～ H26.6.25	液化石油ガス容器 の盗難	盗難	0	0	6月24日(火)午後4時～6月25日(水)午前8時の間にLPガス20kg容器2本が盗難にあったことが判明し、警察署に被害届提出。	盗難	青森県	消費先(事務所)
18	H26.7.8 ～ H26.7.9	液化石油ガス容器 の盗難	盗難	0	0	7月8日(火)午前中に容器交換を実施した。同日の夜までは異常が無かったが、7月9日(水)の午前中に湯沸器が点火しなかったため、消費者が湯沸器のメーカーへ修理を依頼した。湯沸器のメーカーが現場を確認したところ容器が無くなっていることを発見し、液化石油ガス販売事業者へ連絡した。	盗難	福島県	消費先(消防団屯所)
19	H25.9.12 ～ H26.7.11	アセチレン、酸素ガ ス容器の紛失	喪失	0	0	平成24年1月31日から販売業者が消費先(解体業)と取引を開始し、当該容器については平成25年4月15日にアセチレンを、平成25年9月12日に酸素ガスを販売した。平成26年7月11日(金)に容器未回収のため訪問したが、事務所を引き払っていたため、平成26年10月に至るまで何度か連絡を試みたが、連絡が取れないため、容器の所在不明と判断した。	その他(紛失)	宮城県	消費先(解体業)
20	H26.5.21 ～ H26.7.15	液化石油ガス容器 の盗難	盗難	0	0	5月21日(水)に空家となり、入居する見込みがないため、7月15日(火)に配送業者へ容器の回収を依頼したところ、10kg容器2本のうち1本が盗難にあったことが判明。警察立ち会いのもと現場検証を行い、被害届を提出。今後、引っ越しにより長期空家となる場合は早めに容器を引上げる。	盗難	青森県	消費先(民家・空家)
21	H26.7.22	液化石油ガス容器 の紛失	喪失	0	0	保育園の工事現場にて融雪及びコンクリート乾燥作業用としてLPガスを消費し、消費しない時はプレハブ倉庫にて保管していたが、当該現場での工事が終了し、販売店へ容器を返却したところ、容器の数が不足していることが判明した。現場等で不足している容器を探したが見つからず、警察へ容器紛失の届出を行った。なお、当該容器がいつ無くなったのか日にちの特定はできていない。	その他(紛失)	青森県	消費先(工事現場)
22	H26.7.22	液化石油ガス容器 の紛失	喪失	0	0	病院宿舎の工事現場にて融雪及びコンクリート乾燥作業用としてLPガスを消費し、消費しない時はプレハブ倉庫にて保管していたが、当該現場での工事が終了し、販売店へ容器を返却したところ、容器の数が不足していることが判明した。現場等で不足している容器を探したが見つからず、警察へ容器紛失の届出を行った。なお、当該容器がいつ無くなったのか日にちの特定はできていない。	その他(紛失)	青森県	消費先(工事現場)
23	H26.8.1	液化石油ガス容器 の紛失	喪失	0	0	大雨による河川氾濫により民家(居住中)の家屋土台の一部が濁流により削られ、土台上の50kg容器2本が流された。。 低圧ホース、高圧ホースが切断されていた。 8月3日(日)、流された容器のうち、1本を発見した。容器内の液化石油ガスは全て抜けていた。	自然災害(大雨)	秋田県	消費先(民家・居住中)
24	H26.9.19 ～ H26.9.24	液化石油ガス容器 の盗難	盗難	0	0	9月19日(金)15時頃、販売事業者が、設置容器の容量を確認。20kg容器2本が充てん容器であった。 9月24日(水)9時頃、同事業者がガスの開栓のため訪問したところ、容器が2本ともなくなっており、配送を委託している業者に確認をしたところ引き上げていないとのことで、盗難が発覚した。 9月24日(水)18時頃、警察署へ盗難届を提出。近隣需要家に対して注意喚起。	盗難	福島県	消費先(民家・空家)

平成26年東北管内高圧ガス事故概況(喪失・盗難)

関東東北産業保安監督部東北支部
平成27年2月末現在

番号	発生日	事故発生 区分現象	事故区分	人的被害		事故の概要	発生原因	発生県	規制対象別
				死者	負傷者				
25	H23.12.6 ～ H26.10.1	アセチレン容器の紛失	喪失	0	0	平成23年12月6日に消費先(工事現場)が高圧ガス製造者からアセチレン容器(7kg)1本を借りて東日本大震災の復興現場で溶接や切断の作業に使用していたところ、現場を配転しているうちにその所在が分からなくなってしまったもの。他の現場へ移る時に担当者の引継ぎが不十分で、容器の回収を忘れてしまったものと考えられる。	その他(紛失)	宮城県	消費先(工事現場)
26	H26.10.9	液化石油ガス容器の紛失	喪失	0	0	9月26日(金)に消費先(建設会社)の自己破産の通知が、代理人である弁護士事務所より届いたため、同日代理人へ工事用に貸出中の10kg容器6本の返却を依頼したところ、10月9日(木)に代理人からの回答があり、消費先の倉庫内に10kg容器5本があったが、1本が見当たらないとの報告があったものである。翌日の10月10日(金)に警察署へ紛失の届出を行った。 なお、当該容器がいつ無くなったかは特定はできていない。	その他(紛失)	青森県	消費先(建設会社倉庫)
27	H26.3.10 ～ H26.10.14	液化石油ガス容器の盗難	盗難	0	0	当該容器は、平成21年に容器交換して以来、そのまま設置されていた。 10月14日(火)にガスが使用できない旨の連絡があり、販売事業者が現場を確認したところ、販売事業者の容器が無くなっており、他社の容器が置かれていた。 平成26年3月10日(月)に検針し容器を確認。それ以降の使用量は0であった。販売事業者は2ヶ月に1回の検針を行っていたが、検針時に容器の確認を特に行っていなかったため、容器の盗難の発生日は特定できなかった。	盗難	福島県	消費先(公民館等)
28	H26.9.20 ～ H26.10.20	液化石油ガス容器の盗難	盗難	0	0	10月20日(月)に消費先(別荘)へ定例の検針に伺った際、検針員が20kg容器1本が無くなっていることに気付いた。当該別荘の所有者へ確認したところ、最後にガスを使用したのは8月16日頃とのことであり、前回検針時の9月20日には容器は存在していたため、9月20日から10月20日の間に盗難にあったものであり、10月22日(水)に警察署へ盗難の届出を行った。	盗難	青森県	消費先(別荘)
29	H26.10.22	液化石油ガス容器の盗難	盗難	0	0	平成26年10月22日(水)午前10時35分頃、容器配送の委託先から液化石油ガス販売事業者に、公民館のLPガス容器がなくなっていると連絡があった。 液化石油ガス販売事業者が現場を確認したところ、高圧ホースが切断され、設置していた20kg容器2本のうちの1本がなくなっていた。 残された容器はバルブが閉められ、漏えいはしていなかった。 液化石油ガス販売事業者が公民館管理者に直近の利用状況を確認後、警察へ連絡し現場検証を実施。同日午後3時15分に現状回復し供給再開した。	盗難	山形県	消費先(公民館等)
30	H26.10.24	液化石油ガス容器の盗難	盗難	0	0	10月24日(金)に調整器交換のため、工事委託先担当者が現地に行ったところ、高圧ホース、ポンベチェーンが外された状態のポンベを発見し、盗難に気づいた。 10月16日(木)の検針時に異常は見られなかった。 なお、発見されたポンベは本来、他の多目的集会所に設置してあるはずのポンベであった。	盗難	福島県	消費先(公民館等)

平成26年東北管内高圧ガス事故概況(喪失・盗難)

関東東北産業保安監督部東北支部
平成27年2月末現在

番号	発生日	事故発生 区分現象	事故区分	人的被害		事故の概要	発生原因	発生県	規制対象別
				死者	負傷者				
31	H26.10.24	液化石油ガス容器の盗難	盗難	0	0	10月24日(金)10時20分頃に他の集会所でボンベの盗難が発覚し、本来、多目的集会所に設置されているはずのボンベが置かれていた。 そのため、ガス配送委託先の配送員が多目的集会所に確認に行ったところ、ボンベが2本ともなくなっており、空の20kgボンベ1本(所有者不明)が供給設備付近に放置してあった。 10月4日(土)の検針時に異常は見られなかった。	盗難	福島県	消費先(公民館等)
32	H26.11.10	液化石油ガス容器の盗難	盗難	0	0	11月10日(月)、多目的集会所の利用者からガスが使えないと連絡があり、担当者が現地で供給設備を確認したところ、高圧ホース、ボンベチェーンが外された状態の空のボンベ2本が放置されており、盗難に気づいた。10月16日(木)の検針時に異常は見られなかった。 なお、発見されたボンベのうち1本は、本来他の公民館に設置してあるはずのボンベであった。もう1本は他社のものであった。 警察署に被害届を提出し、現場検証を行った。	盗難	福島県	消費先(公民館等)
33	H26.11.10	液化石油ガス容器の盗難	盗難	0	0	11月10日(月)9時30分頃、多目的集会所でボンベの盗難が発覚し、本来、公民館に設置されているはずのボンベ(20kg1本)が多目的集会所に放置されていた。 そのため担当者が公民館に確認に行ったところ20kgボンベが2本ともなくなっており、空の20kgボンベ2本(他社所有1本、所有者不明1本)が供給設備付近に放置されていた。 10月10日(金)の検針時に異常は見られなかった。 警察署に被害届を提出し、現場検証を行った。	盗難	福島県	消費先(公民館等)
34	H26.11.21	液化石油ガス容器の盗難	盗難	0	0	11月21日(金)朝、LPガス販売店において、消費先(建設会社事務所)より、事務所に取付けてあったボンベが無くなっている旨の連絡があった。担当者が確認したところ、20kgガス容器1本が盗難されたことが判明した。そのため、11月25日付けで警察署に被害届を提出した。	盗難	山形県	消費先(建設会社事務所)
35	H26.11.29 ～ H26.12.1	液化石油ガス容器の盗難	盗難	0	0	12月1日(月)早朝、液化石油ガス販売事業者へ、消費先(食品工場)より、容器の1本が紛失している旨の連絡があった。社員を派遣し、現場を確認したところ、盗難にあったことが確認されたため、同日午前10時に警察署へ通報し、現場検証を行った。消費先(食品工場)より、警察への被害届提出。	盗難	山形県	消費先(食品工場)
36	H26.12.2	液化石油ガス容器の盗難	盗難	0	0	12月2日(火)9時43分、消費者からガスが使用できない旨の連絡を受けた販売事業者の担当者が、容器盗難の事実を確認した。容器20kg2本が容器所有者名の消された容器20kg2本とすり替えられていた。 警察署に被害届を提出し、現場検証を行うとともに、地方振興局へ報告を行った。	盗難	福島県	消費先(会社事務所)
37	H26.12.4	液化石油ガス容器の盗難	盗難	0	0	12月4日(木)18時、消費者からガスを使用できない旨の連絡を受けた販売事業者が容器盗難の事実を確認した。容器20kg1本が容器所有者名の消された容器20kg1本とすり替えられていた。 盗難にあった容器は11月10日(月)に発見され回収された。 警察署に被害届を提出し、現場検証を行うとともに、地方振興局へ報告を行った。	盗難	福島県	消費先(公民館等)

平成26年東北管内高圧ガス事故概況(喪失・盗難)

関東東北産業保安監督部東北支部
平成27年2月末現在

番号	発生日	事故発生 区分現象	事故区分	人的被害		事故の概要	発生原因	発生県	規制対象別
				死者	負傷者				
38	H26.11.5 ～ H26.12.4	液化石油ガス容器 の盗難	盗難	0	0	12月4日(木)に、LPガス販売事業者の配送委託先がLPガス消費者宅に出向き、毎月の検針を実施しようとした際、LPガスボンベ20kg2本が盗難されていたことが発覚した。今回盗難されたLPガス容器の残ガスについては、40kgとのこと。また、盗難された容器は、配送委託先のものであるとのこと。 前回検針時の平成26年11月5日(水)に、LPガスボンベがあることを販売事業者の配送委託先が確認しているため、その検針時以降から今回検針時までの間に盗難されたこととなる。 なお、盗難現場の一般個人需要家宅は別荘的に使用されており、需要家本人は他県在住となっている。今回の盗難事件を受け、販売事業者から需要家に連絡のうえ、LPガスの供給及び容器の再設置を協議していくこととなっている。	盗難	宮城県	消費先(民家・別荘的使用)
39	H26.11.25 ～ H26.12.8	液化石油ガス容器 の盗難	盗難	0	0	12月8日(月)午前10時頃、容器配送の委託先の社員が容器交換のために消費者宅を訪れた際、容器1本がなくなっていることを発見した。 11月25日(火)に点検した際は異常が無かったため、その後盗難にあったと考えられるが、消費者は特に異常には気付かなかったとのこと。	盗難	山形県	消費先(民家・居住中)
40	H26.11.29	高圧ガス容器の盗 難	盗難	0	0	販売事業者が、返却予定日の10月30日(木)を過ぎ、11月上旬になっても返却が無いことから、消費者へ連絡したところ、消費者が容器の無くなっていることに気付き、11月29日(土)に警察に盗難届を提出した。 なお、容器は現場事務所の横に保管していたが、施錠はしていなかった。また、敷地内入口にも施錠はしていなかった。 消費者は、太陽光パネル設置工事のため高圧ガスを使用していた。	盗難	福島県	消費先(土地改良作業の工事現場)
41	H26.12.9 ～ H26.12.10	液化石油ガス容器 の盗難	盗難	0	0	12月10日(水)朝、消費先(食品関連事業者)において、湯沸し器を使用したところ、点火せず。ボンベを確認したところ、20kgガス容器1本が無くなっていた。連絡を受けた液化石油ガス販売事業者が現場を確認し、盗難であることが判明したため、警察署に被害状況を報告。 本年6月16日にも同場所で、20kgガス容器2本が盗難にあっている。	盗難	山形県	消費先(食品関連事業者)
42	H26.12.9 ～ H26.12.10	液化石油ガス容器 の盗難	盗難	0	0	12月10日(水)午前8時30分過ぎ、消費先(食品関連事業者)より液化石油ガス販売事業者に、ガスが点火しない旨の連絡あり。液化石油ガス販売事業者が消費先(食品関連事業者)を訪問したところ、設置してあった20kg容器2本のうち、1本が盗難にあったことが発覚。ただちに関係機関に通報した。	盗難	山形県	消費先(食品関連事業者)
43	H26.11.13 ～ H26.12.11	液化石油ガス容器 の盗難	盗難	0	0	12月11日(木)午前10時頃、消費先へ定期検針に行ったところ20kg容器1本が無くなっていることに気付いた。 前回検針時の11月13日(木)には業務員が当該容器があった事を確認しているため、11月13日(木)から今回検針時の12月11日(木)までの間に盗難にあったものと推測される。現場で建物を解体していた業者に確認したが、手掛かりは得られず、警察署へ被害届を提出した。	盗難	青森県	消費先(民家・空屋)
44	H26.12.22	液化石油ガス容器 の盗難	盗難	0	0	販売事業者が、消費者から「容器がなくなっている」との連絡を受け、現場において20kg容器1本の盗難を確認した。 なお、盗難にあった容器は、平成27年1月19日(月)に発見され、回収した。	盗難	福島県	消費先(公民館等)

平成26年東北管内高圧ガス事故概況(喪失・盗難)

関東東北産業保安監督部東北支部
平成27年2月末現在

番号	発生日	事故発生 区分現象	事故区分	人的被害		事故の概要	発生原因	発生県	規制対象別
				死者	負傷者				
45	H26.12.24	液化石油ガス容器 の盗難	盗難	0	0	12月22日(月)10時頃、液化石油ガス販売事業者が消費先へ10kg容器2本を貸し出した。貸し出し容器は、12月24日に使用する予定であり、22日は消費先敷地内の資材置場へ保管した。12月24日(水)8時頃、消費先にて容器が2本とも無くなっていることに気付き、液化石油ガス販売事業者へ連絡した。液化石油ガス販売事業者が消費先へ行き、周辺を捜索したが、容器は見当たらなかった。その後、県庁と警察へ連絡し、警察署員約10名が、周辺の捜索、現場検証および聞き込みを実施した。容器は使用前だったため推定残量は共に10kgである。	盗難	秋田県	消費先(資材置場)